

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第32号

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第5号」を「第6号」に、「第7号」を「第9号」に、「第9号」を「第11号」に改め、同項第3号中「子を」を「子(条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下同じ。)を」に改め、「以外の親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)」を加え、同項第7号中「この号」の次に「から第9号まで」を加え、同項第8号中「当該介護をするため」の次に「、任命権者が、臨時職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態(次項第3号において「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。)にある間において連続する93日(当該状態となつた日前において当該臨時職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあつては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数)の範囲内の」を「指定期間内において必要と認められる」に改め、同項第10

号中「第4号」の次に「、第5号」を加え、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該臨時職員について1日につき定められた勤務時間から任命権者が定める時間を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

第5条第3項各号列記以外の部分中「前項第5号」を「前項第6号」に、「第7号」を「第9号」に、「第9号」を「第11号」に改め、同項第1号中「前項第9号」を「前項第11号」に改め、同項第2号中「前項第5号」を「前項第6号」に、「第6項」を「第7号」に改め、同項第3号中「前項第7号」を「前項第8号」に、「要介護者の介護をする臨時職員が要介護者各々に係る一の要介護期間にある間に初めて当該休暇の承認を請求した」を「同号に規定する申出の」に、「要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日」を「当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日」に、「を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの(当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。)」を「から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないものが明らかでないもの」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前項第9号に掲げる休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。